

新年度から鳥取県版経営革新の申請方法が変わりました！

応募のステップ

1. 経営革新計画の認定を受ける

締切り: 毎月15日・月末(休日の場合は翌日) ※申請から約1ヵ月で認定・不認定が決定

2. 年4回の公募期間中に補助金に応募する(計画認定を受けている事が条件)

公募期間 第1回 平成30年4月23日(月)～5月31日(木)
第2回 平成30年7月2日(月)～8月3日(金)
第3回 平成30年10月15日(月)～11月16日(金)
第4回 平成31年1月7日(月)～2月8日(金)

3. 外部審査員(専門家)による審査会で採択・不採択が決定(締切りから約1ヵ月程度)

※計画の認定を受けられた方全員が補助金を受けられる訳ではありません。

■鳥取県版経営革新(スタート型) ※従業員数20名以下の小規模事業者が対象

①計画内容: 当該企業にとって新たな取組みであり、売上高・経常利益・付加価値額いずれかが増加する短期経営計画(1～2年)

■鳥取県版経営革新(生産性向上型 一般枠)

①計画内容: 国の認定を受けた経営力向上計画に基づき、効率化や付加価値向上により生産性を向上させる中期経営計画(3～5年)

■鳥取県版経営革新(生産性向上型 高度枠)

①計画内容: 国の認定を受けた経営力向上計画に基づき、投資利益率年3パーセント以上、雇用2名以上を含む革新的なものづくり等を実現する中期経営計画(3～5年)

②審査会: 高度枠の場合は県庁にて代表者の方に外部審査員に対しプレゼンして頂きます。

■鳥取県版経営革新(成長・拡大型) ※成長・拡大型のみ他の型と申請方法が異なります。

①計画内容: 業界・地域において新規性があり模倣困難性の高いビジネスモデルで、年率で付加価値額3%、経常利益1%以上増加する数値目標を含む中期経営計画(3～5年)

②締切り: 毎月月末

③審査会: 鳥取県庁にて外部審査員に対し代表者の方にプレゼンして頂きます。審査通過後、概ね1ヶ月程度で認定。

※いずれの型も創業は対象になりません(6ヶ月以上の事業実績が必要)

メニュー	商品開発・ 販路開拓等	設備投資	正規雇用(スタート型・ 成長拡大型のみ)
補助率	1/2	2/3	10/10
補助 対象経費	マーケティング 戦略費 新商品開発費 人材育成費 販路開拓費	計画実施に必要な設備 ※土地の取得費は対象外 ※スタート型のみ上限100 万円。2回目の場合は不可。 ※生産性向上型のみ建物・ 中古品は対象外。また単に 古くなった設備を更新する だけでは対象とならない。	計画実施に伴う新規正規雇用者(県 内在住)の給与(総支給額) ※新規雇用者一人当たり補助上限50 万円(かつ月5万円)以内 ※補助事業実施前後で雇用保険被 保険者数(県内在住)が増加すること (※増加数が上限)

➤ **補助金額** (3つのメニューを組み合わせ活用可能)

■ **スタート型** 最大200万円 (24ヶ月以内)

■ **生産性向上型 一般枠**: 最大500万円、**高度枠**: 最大1,000万円 (12～24ヶ月以内)

■ **成長・拡大型** 最大1,000万円 (36ヶ月以内)

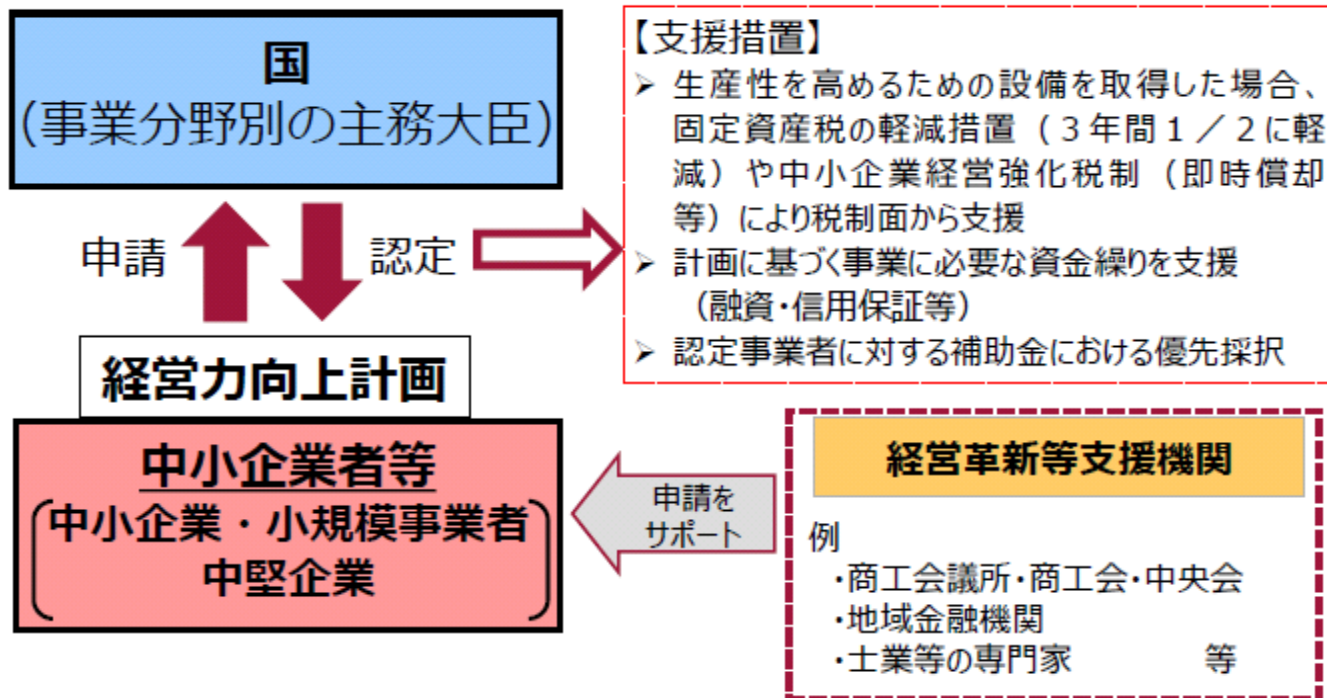
【お問合せ】米子商工会議所 産業振興課 TEL22-5131

1. 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



ポイント ① 企業概要・現状認識・経営力向上の目標及び指標・取組み内容など、ポイントを押さえていれば実質2枚の申請書で策定可能（認定までに30～45日間を要します）

ポイント ② 商工会議所はもちろん、認定経営革新等支援機関（地域金融機関、税理士法人等の士業）でも計画策定のサポートを受けることができます。

ポイント ③ 計画に基づき取得した機械装置の固定資産税優遇、信用保証枠の拡大といった国の支援が受けられるほか、鳥取県独自の補助制度（県版経営革新生産性向上型）の応募が可能になります。

経営力の強化を実現



お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL:03-3501-1957(平日9:00-12:00,13:00-17:00)

詳しくはこちら

経営強化法 |

検索

